

資料 1

主な論点に関する検討資料 (第4回検討会用)

※ 本資料は、『「行政不服審査制度研究報告書」における方向性と今後検討を要する主な論点について』の中で取り上げられている論点について検討するための資料として、各論点ごとに i) 現行制度、ii) 問題の所在、iii) 今後検討を要する論点及び検討の方向性（たたき台）を整理したものである。

○ 論点の検討スケジュール（予定）

主な論点	予定回
1 不服申立適格	第4回
2 申立ての種類及び審理の基本構造	第2回
3 審理手続	第3回
4 申立期間及び審理期間	第4回
5 処分に関する新たな救済態様	第5回・6回
6 処分以外のものに対する不服申立て	第7回・8回
7 その他	第4回
8 各論点を通じて地方公共団体における取扱いに係るもの	第9回

目 次

1 不服申立適格	1
4 申立期間及び審理期間	
(1) 申立期間	7
(2) 審理期間	11
7 その他	
(1) 教示	14
(2) その他の措置	16
(3) 関係法令、適用除外等の扱い	17

1 不服申立適格

不服申立適格

ア 現行制度

- (ア) 行政不服審査法は、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に關し、國民に対して廣く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって・・・國民の権利利益の救濟を図る」ことを目的規定に掲げ（同法第1条第1項）、「行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者は、次条及び第6条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができる」と規定している（同法第4条第1項本文）。
- (イ) 判例は、「不服がある者」とは「當該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者」としている（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決・民集32巻2号211頁、判時880号3頁〔主婦連ジュース不当表示事件〕）。

（判例）

○ 上記主婦連ジュース不当表示事件

景表法の右条項にいう「第1項……の規定による公正取引委員会の処分について不服があるもの」とは、一般の行政処分についての不服申立ての場合と同様に、當該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者、すなわち、當該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう、と解すべきである。

イ 問題の所在（指摘されている事項等）

- (ア) 行政事件訴訟法に基づく取消訴訟との連続性にも配慮し、現行の取扱いを維持しつつ、行政事件訴訟法9条2項の趣旨・運用も注視しながら柔軟に対応していく必要がある（行審研報告書p.5）。
- (イ) 団体の申立適格について、訴訟制度の動向も踏まえながら対応していく必要がある（行審研報告書p.5）。

（参照条文）

○ 行政事件訴訟法

（原告適格）

第九条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、當該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

2 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たつては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たつては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

ウ 今後検討を要する論点

【論点 1 ①】

行審法上の不服申立適格については現行法の規定及び解釈（取消訴訟の原告適格の具体的範囲と同一）を維持することとよいか。

【検討の方向性】

(7) 行審法は、「国民の権利利益の救済」（同法第1条）を主要な目的とする主観的争訟を定めたものであり、不服申立てをする法律上の利益がある者が不服申立適格を有すると解するべきものであること、行政事件訴訟法の原告適格に関する規定（同法第9条）の改正や行政事件訴訟における原告適格に関する近時の判例の動向をみれば原告適格の範囲は広がる傾向がみられることからすれば、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟との連続性にも配慮し、現行法の規定及び解釈（取消訴訟の原告適格の具体的範囲と同一）を維持することとしてはどうか。

（判例）

- 最高裁判所平成元年2月17日第二小法廷判決（民集43巻2号56頁・判時1306号5頁〔新潟空港事件〕）

取消訴訟の原告適格について規定する行政事件訴訟法九条にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであるが、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益をもつばら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するということができる。そして、当該行政法規が、

不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規及びそれと目的を共通する関連法規の関係規定によって形成される法体系の中において、当該処分の根拠規定が、当該処分を通して右のような個々人の個別的利益をも保護すべきものとして位置付けられているとみることができるかどうかによって決すべきである。

- 最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571頁・判時1437号29頁〔もんじゅ行訴事件〕)

(上記新潟空港事件最高裁判決等を引用した上で)当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである。

- 最高裁判所平成17年12月7日大法廷判決(民集59巻10号2645頁・判時1920号13頁〔小田急鉄道事件〕)

処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参照し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものである(同条2項参照)。

都市計画事業の認可に関する都市計画法の規定の趣旨及び目的、これらの規定が都市計画事業の認可の制度を通して保護しようとしている利益の内容及び性質等を考慮すれば、同法は、これらの規定を通じて、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るなどの公益的見地から都市計画施設の整備に関する事業を規制するとともに、騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。したがって、都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該事業の認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するものといわなければならない。

(イ) 不服申立てにおける団体の申立適格については、訴訟制度においても、団体訴権について、個別の実体法の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮して検討することとされていること(平成13年6月12日司法制度改革審議会意見書)に照らし、個別の法分野ごとに、個別の実体法において検討していくとしてはどうか。

(参考)

- 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）（団体訴訟関係・抜粋）

II 国民の期待に応える司法制度

第1 民事司法制度の改革

7. 裁判所へのアクセスの拡充

(4) 被害救済の実効化

イ 少額多数被害への対応

団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等については、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮して検討されるべきである。

一般に、被害者が多数に及ぶが、各被害者の損害額は少額にとどまる事件においては、各被害者が個別に訴えを提起することは経済的に採算がとれないことが多い。これら少額多数被害について、訴えの提起を容易にする等のため、ドイツでは、不正競争防止法、約款法などで、被害者等の利益を保護することを目的とする団体にその違法行為の差止請求訴訟を提起する固有の資格を与える団体訴権が認められている。米国では、多数の被害者の損害の賠償を一括して請求するクラス・アクション制度が設けられている。

我が国における団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等については、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮して検討されるべきである。

なお、クラス・アクション制度に関しては、新民事訴訟法において、選定当事者の制度を拡充し、クラス・アクションに類似する機能を果たしうるように改めたところであり、選定当事者制度の運用状況を見定めつつ、将来の課題として引き続き検討すべきである。

○ 民事訴訟法

(選定当事者)

第三十条 共同の利益を有する多数の者で前条の規定に該当しないものは、その中から、全員のために原告又は被告となるべき一人又は数人を選定することができます。

2 訴訟の係属の後、前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定した

ときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱退する。

- 3 係属中の訴訟の原告又は被告と共同の利益を有する者で当事者でないものは、その原告又は被告を自己のためにも原告又は被告となるべき者として選定することができる。
- 4 第一項又は前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定した者(以下「選定者」という。)は、その選定を取り消し、又は選定された当事者(以下「選定当事者」という。)を変更することができる。
- 5 選定当事者のうち死亡その他の事由によりその資格を喪失した者があるときは、他の選定当事者において全員のために訴訟行為をすることができる。

○ 改正消費者契約法(未施行)

第一節 差止請求権

第十二条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人(以下「事業者等」と総称する。)が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為(同条第二項に規定する行為にあっては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。)を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

- 2 適格消費者団体は、次の各号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該各号に定める者に対し、当該各号に掲げる者に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
 - 一 受託者等 当該受託者等に対して委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をした事業者又は他の受託者等
 - 二 事業者の代理人又は受託者等の代理人 当該代理人を自己の代理人とする事業者若しくは受託者等又はこれらの他の代理人
- 3 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項(第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項にあっては、同条第二項各号に掲げる場合に該当するものを除く。次項において同じ。)を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若し

くは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

- 4 適格消費者団体は、事業者の代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該代理人を自己の代理人とする事業者又は他の代理人に対し、当該代理人に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5~6 略

(適格消費者団体の認定)

第十三条 差止請求関係業務(不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2~5 略

4 申立期間及び審理期間

(1) 申立期間

ア 現行制度

- (ア) 審査請求及び異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りではない（行審法第 14 条第 1 項、第 45 条）。
- (イ) 審査請求及び異議申立ては、処分又は決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない（行審法第 14 条第 3 項、第 48 条）。

イ 問題の所在（指摘されている事項等）

- (ア) 行政事件訴訟法の改正を踏まえれば、一定期間内においては行政上の不服申立てを行うのか、訴訟を行うのかの選択が可能であることが望ましいと考えられることから、（主観的）不服申立期間については、行政事件訴訟法上の出訴期間と平仄を合わせて、6か月に延長することが望ましい。この場合において、（主観的）不服申立期間に係る例外規定（「ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。」（行審法第 14 条第 1 項ただし書）についても、行政事件訴訟法と同様、「正当な理由があるときは、この限りでない。」（行政事件訴訟法第 14 条第 1 項ただし書）と規定することが適当ではないか（行審研報告書 p. 13）。
- (イ) （客観的）不服申立期間については、引き続き存置することとしてはどうか（行審研報告書 p. 13）。
- (ウ) 教示がなされなかった場合には、そのことを（主観的）不服申立期間の例外である「正当な理由」（現行法は「やむをえない理由」）の判断の際の考慮要素とすることが適当である（行審研報告書 p. 20）。

ウ 今後検討を要する論点

【論点 4－1－① ④】

不服申立期間をどうするか（不服申立期間の廃止（二面関係）の是非）。

【検討の方向性】

- (ア) 不服申立期間を現行の 60 日から延長するか否かについては、以下のいずれかとしてはどうか。
 - 〔案 1〕 行政事件訴訟法上の出訴期間と平仄を合わせて 6 か月に延長する。
 - 〔案 2〕 行政不服審査手続は、訴訟によらない簡易・迅速な救済手段であり、訴訟と同じく不服申立期間を 6 か月にまで延長しなければならないものではないから、教示規定を手厚くすることにより不服申立人の権利利益の確保を担保することとし、現行の不服申立期間（60 日）を維持する。

仮に延長するとしてもその期間は3か月とする。

- (イ) 客観的不服申立期間については、行審研報告書での指摘と同様、引き続き存置することとしてはどうか。

【論点 4－1－② ⑩】

個別の分野においては、行政運営の安定性確保のため、不服申立期間を延長すべきでないものもあるのではないか。6か月目に不服を申し立てられても、事情裁決をする以外ないケースがあるのでないか。

不服審査制度の申立期間の短縮許容の基準は、昭和 35 年訴願制度調査会答申と同様でよいか。申立期間の長期化に伴い、この基準を緩和する必要はないか。

【検討の方向性】

以下のいずれかにしてはどうか。

- [案 1] 行政運営の安定性確保の要請は、個別の作用法の分野ごとに異なっており、不服申立人の権利利益の保護を考慮しても、昭和 35 年の訴願制度調査会答申「訴願制度改善要綱」第 5 の 5 に掲げられている不服審査制度の申立期間の短縮を許容する必要は現在でも認められることから、訴願制度調査会答申の短縮許容の基準に従い個別法の定めるところにより不服申立期間の短縮を認めることとする。
- [案 2] 「訴願制度改善要綱」第 5 の 5 に掲げられている処分について、不服審査制度の申立期間の短縮を許容する必要性の見直しについて検討する。

(参考)

- 訴願制度調査会答申「訴願制度改善要綱」(抜粋) (昭和 35 年 12 月 27 日)
第 5 処分についての不服申立期間について
1～4 (略)
5 不服申立期間を短縮することは、原則として避けることとするが、次に掲げるような処分については、法律の定めるところにより、その短縮を認めることができるものとすること。
(イ) 選挙に関する処分、公務員の免職その他行政機関の構成に係る処分
(ロ) 当該処分に引き続く処分をしなければならないため、すみやかに確定させることが必要な処分
(ハ) 毎年大量集中的に反復して行なわれる処分であるため、できるだけすみやかに確定させることができるものとすること。
○ 不服申立期間についての特例
a 地方自治法第 143 条第 4 項 [21 日以内]

第一百四十三条 普通地方公共団体の長が、被選挙権を有しなくなつたとき又は前条の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長が公職選挙法第十一条、第十一一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。

② 略

③ 第一項の規定による決定に不服がある者は、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査請求をすることができる。

④ 前項の審査請求に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条第一項本文の期間は、第一項の決定があつた日の翌日から起算して二十一日以内とする。

b 土地収用法第130条 [30日以内]

(不服申立期間)

第一百三十条 事業の認定についての異議申立て又は審査請求に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十五条又は第十四条第一項本文の期間は、事業の認定の告示があつた日の翌日から起算して三十日以内とする。

2 収用委員会の裁決についての審査請求に関する行政不服審査法第十四条第一項本文の期間は、裁決書の正本の送達を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

c 地方税法第19条の4 [30日を経過した日]

(不服申立期間の特例)

第十九条の四 滞納処分について、次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする不服申立ては、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

一 督促 差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知った日)の翌日から起算して三十日を経過した日
二～四 略

【論点4－1－③ ⑨】

教示制度の改善(教示しないと出訴期間が進行しないものとする。)

【検討の方向性】

教示がなされなかつたときは、主觀的不服申立期間の例外である「正当な理由」に該当することを明記してはどうか(行審研報告書 p. 20、後掲論点7－1－②)

参照)。

(参考) 最高裁判所昭和 48 年 6 月 21 日第一小法廷判決 (訟月 19 卷 10 号 51 頁)

「行政庁が異議決定書に記載すべき審査請求期間の教示を怠つた場合に、審査請求期間の進行が妨げられるものと解すべき根拠はなく」、「法定の期間内に本件審査請求をしなかつたことが、行審法一四条一項ただし書所定の「やむをえない理由」に該当すると解する余地があるとしても」、本件記録によると、上告人は、本件審査請求をなしうる期間が本件異議決定のあつた日を知つた日の翌日から起算して六か月であることを知つたにもかかわらず、本件審査請求をしたのはその知つた日から 9 日後であることが認められるから、本件審査請求は、行審法第 14 条第 2 項所定の期間経過後になされたものといわざるをえず、したがつて、同条一項ただし書の規定を根拠にして、これを適法なものと解することはできない。

【論点 4－1－④ ⑩】

郵送に要する日数の不算入規定を削除すべきか。

【検討の方向性】

現行の行政不服審査法においては、国民の権利利益確保の観点から、発信主義が採用されている。不服申立期間が延長される場合であっても、現行法の規定の趣旨を踏まえれば、引き続き、郵送に要する日数の不算入規定を存置することとしてはどうか。

(2) 審理期間

ア 現行制度

審理期間については、個別に定められている場合を除き、現行法上特段の規定はない。

イ 問題の所在（指摘されている事項等）

(ア) 申立人側に対し裁決等の見通しを示すことは権利利益の救済の観点から重要と考えられることから、行政手続法第6条（標準処理期間）及び第9条（情報の提供）を参考に、不服申立て処理に係る標準処理期間を個別に設定し公表するとともに、申立人の求めに応じて審理の進行状況及び裁決の時期の見通しを示すことを審理を行う行政機関の努力義務としてはどうか（行審研報告書p. 13, 14）。

(イ) 第三者機関等への諮問を行う場合については、「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）を参考に、審理期間短縮のための仕組みを整備することも考えられる（行審研報告書p. 14）。

○ （参考）不服申立て事案の事務処理の迅速化について（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）

不服申立てを受けた事案については、簡易迅速な手続により、権利利益の救済を図ることが重要である。情報公開法の制度運営に関する検討会報告においても、改善事項として、「審査会への諮問については、不服申立てを受けた行政機関等により可能な限り速やかに諮問を行われるようとする必要がある」とともに、「答申を受けてから裁決・決定までの事務処理が迅速かつ円滑に行われるようとする必要がある」と指摘されている。

このため、以下のとおり、不服申立て事案の事務処理の迅速化に関する取扱方針を定めるものとする。

I 審査会への諮問

1) 諮問の迅速化

各行政機関は、不服申立てがあった場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに審査会へ諮問する。諮問するに当たって改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、不服申立てがあった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする。なお、いずれの場合についても補正に要した日数は除く。

2) 「特段の事情」により諮問までに長期間を要した事案の公表

特段の事情により、不服申立てがあった日から諮問するまでに 90 日を超えた事案については、諮問までに要した期間、その理由（特段の事情）等について、年 1 回、国民に分かりやすく公表することとする。

3) 事案処理の進行状況等

不服申立てを受けた行政機関は、不服申立人の求めに応じて、事案処理の進行状況と見通し等を回答するものとする。

II 答申後の裁決・決定

1) 裁決・決定の迅速化

各行政機関は、審査会から答申を受けた場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに裁決・決定する。原処分を妥当とする答申などにあっては、答申を受けてから裁決・決定するまでに遅くとも 30 日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも 60 日を超えないようにすることとする。

2) 「特段の事情」により裁決・決定までに長期間を要した事案の公表

特段の事情により、答申を受けてから裁決・決定するまでに 60 日を超えた事案については、裁決・決定までに要した期間、その理由（特段の事情）等について、年 1 回、国民に分かりやすく公表することとする。

3) 事案処理の進行状況等

不服申立てを受けた行政機関は、不服申立人の求めに応じて、事案処理の進行状況と見通し等を回答するものとする。

ウ 今後検討を要する論点

【論点 4－2 ④】

審理期間に関する規定を設けるか。

【検討の方向性】

以下のいずれかにしてはどうか。

〔案 1〕 審理案件は多岐にわたり、様々な不服申立事案があることから、一律の審理期間を規定することは困難であるため、可能な限り標準的な審理期間を定めるよう努めるとともに、申立人から審理の進捗状況等について問い合わせがあれば、可能な限り情報提供に努めるとの努力義務規定を設ける。

〔案 2〕 以下のとおり、審理の段階ごとに区分し、各審理段階の審理期間を法定又は審理担当官が明示することにより、審理の迅速化を図ることとする（論点 3－3－①参照）。

④ 審理担当官は、不服申立書の形式審査を終えた後、すみやかに、一定の期間を定めて争点・証拠整理手続を設けることとし、同手續はその期

間内に終了しなければならないことを規定する。

- ① 審理担当官は、争点・証拠整理手続の終了時にその後の審理計画を策定し、その中で審理期間を明示しなければならないことを規定する。
- ② 審理担当官は、審理終結時に、裁決案を裁決権者に提出する予定期限を当事者に通知しなければならないことを規定する（民事訴訟法第251条第1項参照）。

（参考）審理期間を定めた特例

- a 生活保護法第65条第1項 [審査請求：50日以内]
(裁決をすべき期間)

第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分についての審査請求があつたときは、五十日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- 2 審査請求人は、前項の期間内に裁決がないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

- b 生活保護法第66条第2項 [再審査請求] 70日以内
(再審査請求)

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分又は市町村長の管理に属する行政庁が第十九条第四項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

- 2 前条第一項の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「五十日」とあるのは、「七十日」と読み替えるものとする。

（参照条文）

- 民事訴訟法

（言渡期日）

第二百五十一条 判決の言渡しは、口頭弁論の終結の日から二月以内にしなければならない。ただし、事件が複雑であるときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

- 2 略

7 その他

(1) 教示

ア 現行制度

- (ア) 行政庁は、不服申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対して、不服申立てできる旨、不服申立てすべき行政庁、不服申立期間を原則として書面で教示しなければならない（行審法第 57 条）。
- (イ) 行政庁が教示をしなかったときは、処分に不服がある者は処分庁に不服申立書を提出することができる（同法第 58 条）。
- (ウ) 審査請求できる処分について、⑦処分庁が誤って審査庁でない行政庁を審査庁として教示し、教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は審査請求書を処分庁又は審査庁に送付しなければならない、⑦処分庁が誤って異議申立てできる旨を教示し、当該処分庁に異議申立てがされたときは、処分庁は異議申立書を審査庁に送付しなければならない。⑦、①により審査庁に審査請求書等が送付されたときは、はじめから審査庁に審査請求されたものとみなす（同法第 18 条）。
- (エ) 処分庁が誤って法定期間より長い期間を審査請求期間として教示し、その期間内に審査請求がされたときは、法定期間内にされたものとみなす（同法第 19 条）。

イ 問題の所在（指摘されている事項等）

- (ア) 「処分」については引き続き教示義務を課すとともに、教示の具体的な方法について統一を図る観点から、ガイドラインを示すこととしてはどうか（行審研報告書 p. 20）。
- (イ) 教示がなされなかった場合には、主觀的不服申立期間の例外である「やむを得ない理由」の判断の際の考慮要素とすることが適当である（行審研報告書 p. 20）。

ウ 今後検討を要する主な論点

【論点 7－1 ⑧】

教示制度の改善（教示しないと出訴期間が進行しないものとする。）。

【検討の方向性】（論点 4－1－④再掲）

教示については現行行審法 57 条を維持し、教示がなされなかった場合には、主觀的不服申立期間の例外である「正当な理由」に該当することを明記してはどうか（行審研報告書 p. 20）。

(参考) 最高裁判所昭和 48 年 6 月 21 日第一小法廷判決（訟月 19 卷 10 号 51 頁）

「行政庁が異議決定書に記載すべき審査請求期間の教示を怠った場合に、審査請求期間の進行が妨げられるものと解すべき根拠はなく」、「法定の期間内に本件審査請求をしなかつたことが、行審法一四条一項ただし書所定の「やむをえない理由」に該当すると解する余地があるとしても」、本件記録によると、上告人は、本件審査請求をなしうる期間が本件異議決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して六か月であることを知つたにもかかわらず、本件審査請求をしたのはその知つた日から 9 日後であることが認められるから、本件審査請求は、行審法第 14 条第 2 項所定の期間経過後になされたものといわざるをえず、したがつて、同条一項ただし書の規定を根拠にして、これを適法なものと解することはできない。

(2) その他の措置

ア 現行制度

特段の定めなし。

イ 問題の所在（指摘されている事項等）

利便性の向上を図る観点から、総合窓口（ポータルサイト）の設置を検討してはどうか。その場合には、不服申立ての到達時期などについて、規定の整備が必要かどうか併せて検討する必要がある（行審研報告書 p. 20）。

ウ 今後検討を要する主な論点

【論点 7－2－① ◎】

ポータルサイトの設置を検討してはどうか。

【検討の方向性】

不服申立書の提出先（論点 2－3－①）において検討したとおり、現行制度を維持することとしてはどうか。

（参考）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき、オンラインによる不服申立ては既に法的には可能となっているが、実際にシステムを整備している省庁は3省庁のみであり（他法で特例が定められるものを除く）、また、平成17年度における利用実績はない。

【論点 7－2－② ◎】

不服申立てに国家賠償請求訴訟の時効中斷効を付与することの是非。

【検討の方向性】

「6 処分以外のものに対する不服申立て」において検討することとしてはどうか。

(3) 関係法令、適用除外等の扱い

ア 現行制度

- (ア) 行審法第4条第1項各号に掲げる処分及び他の法律に不服申立てすることができない旨の定めがある処分については、不服申立てをすることができない（同項ただし書）。
- (イ) 行審法により不服申立てをすることができない処分について、別に法令で当該処分の性質に応じた不服申立ての制度を設けることができる（同条第2項）。

イ 問題の所在（指摘されている事項等）

- (ア) 特例や適用除外については、行政不服審査制度の改革の一環として、個別法と行政不服審査法との整合性を図る観点からの検討が必要と考えられる（行審研報告書 p. 20）。
- (イ) 適用除外事項の中には、処分の性質に応じた特別の事前手続ないし事後救済手続を置いて、国民の手続的保障の機会が確保されているものもあるが、何らの手続的保障の機会が付与されていないものもあり、これらの中には問題があるものもあるのではないか（事後救済研報告書 p. 22）。

ウ 今後検討を要する主な論点

【論点 7-3 ④】

特例・適用除外についての具体的検討が必要ではないか。

不服審査制度の適用除外の基準は、昭和35年訴願制度調査会答申と同様ですか。

【検討の方向性】

- (ア) 一般法で定める手続より手厚い手続であるとして個別法で認めていた特例については、一般法で定める手続の水準が上がることにより、一般法の見直しの趣旨を踏まえ、個別法においてそれぞれ見直しを検討することとしてはどうか。
- (イ) 適用除外の基準については、行審法第4条第1項各号に規定された適用除外事項及び昭和35年訴願制度調査会答申「訴願制度改善要綱」第3の1で示された適用除外事項の見直しの要否を検討することとしてはどうか（個別の問題は、その検討結果を踏まえて、今後、個別法においてそれぞれ検討することとする）。

（参考）

- 別添「適用除外の整理」と題する一覧表参照

○ 訴願制度改善要綱で認める除外事項は、田中真次・加藤泰守「行政不服審査法解説」〔改訂版〕p. 54によると、以下の三つのグループに分類されている。

- (ア) 第1は、慎重な手続によって行われた処分であるので、不服申立てを認めても結局は同じ結果になるものと予想されるものである。このグループに属するものには、この条1項の1号から4号までに掲げる処分がある。
- (イ) 第2は、審査法よりも慎重な手続によってその不服を処理することとされているものである。このグループに属するものには、この条1項の5号から7号までに掲げる処分がある。
- (ウ) 第3は、処分の性格から審査法の手続による不服申立てを認めるのが適当でないものである。このグループに属するものには、この条1項の8号から11号までに掲げる処分がある。

(参考)

適用除外の整理（現行法と訴願制度改善要綱との関係）

現行法（第4条第1項各号）	該当例	訴願制度改善要綱 (訴願制度調査会答申)
(1号) 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によって行われる処分	国会法第121条1項「懲罰議決」	(1) 国会、議会、裁判所若しくは裁判官によって行なわれ又はこれらの機関の許可、同意若しくは承認を経て行なわれる処分
(2号) 裁判所若しくは裁判官の裁判により又は裁判の執行として行われる処分	宗教法人法第81条「解散命令」	//
(3号) 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得たうえで行なわれるべきものとされている処分	国家公務員法第8条第3項「人事院人事官の罷免」	//
(4号) 検査官会議で決すべきものとされている処分	会計検査院法第11条第6号「弁償責任の検定」	// (1)に準じた取扱い)
(5号) 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの	著作権法第67条第1項「著作物の利用に関する裁判」、同法73条により適用除外(補償金額に係るもの)	(2) 刑事事件その他行政争訟以外の裁判手続によって処理するのが適当な処分
(6号) 刑事事件に関する法令に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分	刑事事件訴訟法第220条第1項「令状によらない差押え」等	//
(7号) 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づき、国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税關職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づき、これらの職員の職務を行う者を含む。）が行う処分	国税犯則取締法第14条第1項「罰金相当金額の納付通告」	// (2)に準じた取扱い)

(8号) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対して行われる処分	学校教育法第26条第1項「出席停止命令」	(3) 学校その他の教育施設又は刑務所、少年院その他の収容施設内における教育又は収容の目的を達成するために行なわれる処分
(9号) 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するために、これらの施設に収容されている者に対して行われる処分	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第95条「信書の発受の禁止」	//
(10号) 外国人の出入国又は帰化に関する処分	出入国管理及び難民認定法第9条第1項「上陸許可」	(8) 外国人の出入国及び帰化に関する処分
(11号) もっぱら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分	司法試験法第8条「合格者の決定」	(5) もっぱら人の学識技能、物の品質性能に関する試験、検定又は検査の結果に係る処分

個別法	訴願制度改善要綱 (訴願制度調査会答申)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 第7条第1項「排除措置命令」 第70条の22により適用除外	(4) 行政委員会によって慎重な手続を経て行なわれた処分又は審議会その他の合議制の行政機関が法令に基づき利害関係人に対し意見を述べる機会を与えた後にした答申に基づいて行なわれた主任の大蔵若しくは外局の長の処分
労働関係調整法 第35条の2第1項「争議行為に対する緊急調整決定」 第35条の5により適用除外	(6) 内閣、主任の大蔵又は外局の長の処分で、高度の政策的な見地から行なわれるもの
家畜伝染病予防法 第17条第1項「家畜の殺処分命令」 第52条の2により適用除外	(7) 緊急事態に対処するために行なわれる処分で、その執行をしないことが緊急事態の処理とあいいられないもの
行政手続法 第18条第1項「処分関係書類の閲覧許可」 第27条により適用除外	(9) 本案の手続に随伴して行われる派生的な処分で、本案と別に争わせる必要がない処分
土地区画整理法 第20条第3項「土地区画整理組合の設立認可」 第127条第2号により適用除外	(10) その形成過程において慎重な手続の不服申立制度の認められる処分

(参照条文)

○ 国会法

第一百二十二条 各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

2～3 略

○ 宗教法人法

(解散命令)

第八十一条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めたときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ぜることができる。

- 一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。
- 二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたつてその目的のための行為をしないこと。
- 三 当該宗教法人が第二条第一号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたつてその施設を備えないこと。
- 四 一年以上にわたつて代表役員及びその代務者を欠いていること。
- 五 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証に関する認証書を交付した日から一年を経過している場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したこと。
- 2 前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。
- 3 第一項の規定による裁判は、理由を附した決定をもつてする。
- 4 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならない。
- 5 宗教法人又は第一項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官は、同項の規定による裁判に対し、即時抗告をすることができる。抗告は、執行停止の効力を生ずる。
- 6 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。
- 7 第二項から前項までに規定するものを除くほか、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の定めるところによる。

○ 国家公務員法

(退職及び罷免)

第八条 人事官は、左の各号の一に該当する場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

- 一 第五条第三項各号の一に該当するに至つた場合
- 二 国会の訴追に基き、公開の弾劾手続により罷免を可とすると決定された場合
- 三 任期が満了して、再任されず又は人事官として引き続き十二年在任するに至つた場合
- 2 前項第二号の規定による弾劾の事由は、左に掲げるものとする。
 - 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと
 - 二 職務上の義務に違反し、その他人事官たるに適しない非行があること
- 3 人事官の中、二人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、これらの者の中の一人以外の者は、内閣が両議院の同意を経て、これを罷免するものとする。
- 4 前項の規定は、政党所属関係について異動のなかつた人事官の地位に、影響を及ぼすものではない。

○ 会計検査院法

第十一条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。

- 一 第三十八条の規定による会計検査院規則の制定又は改廃
- 二 第二十九条の規定による検査報告
- 二の二 第三十条の二の規定による報告
- 三 第二十三条の規定による検査を受けるものの決定
- 四 第二十四条の規定による計算証明に関する事項
- 五 第三十一条及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十三条第二項 の規定並びに予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）第六条第一項 及び第四項 の規定（同法第九条第二項 において準用する場合を含む。）による処分の要求に関する事項
- 六 第三十二条（予算執行職員等の責任に関する法律第十条第三項 及び同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに予算執行職員等の責任に関する法律第四条第一項 及び同法第五条（同法第八条第三項 及び同法第九条第二項 において準用する場合を含む。）の規定による検定及び再検定
- 七 第三十五条の規定による審査決定
- 八 第三十六条の規定による意見の表示又は処置の要求
- 九 第三十七条及び予算執行職員等の責任に関する法律第九条第五項 の規定による意見の表示

○ 著作権法

(著作権者不明等の場合における著作物の利用)

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

(補償金の額についての異議申立ての制限)

第七十三条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の規定による裁定についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てにおいては、その裁定に係る補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることはできない。ただし、第六十七条第一項の裁定を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

○ 刑事訴訟法

第二百二十条 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、第一百九十九条の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第二百十条の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である。

- 一 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の捜索すること。
 - 二 逮捕の現場で差押、捜索又は検証をすること。
- 2 前項後段の場合において逮捕状が得られなかつたときは、差押物は、直ちにこれを還付しなければならない。
- 3 第一項の処分をするには、令状は、これを必要としない。
- 4 略

○ 国税犯則取締法

第十四条 国税局長又ハ税務署長ハ間接国税ニ関スル犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心証ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相当スル金額、没収品ニ該当スル物品、徵収金ニ相当スル金額及書類送達並差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ但シ没収品ニ該当スル物品ニ付テハ納付ノ申出ノミヲ為スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ得

2 犯則者通告ノ旨ヲ履行スルノ資力ナシト認ムルトキハ前項ノ通告ヲ要セス直ニ告發ス
ヘシ情状懲役ノ刑ニ処スヘキモノト思料スルトキ亦同シ

○ 学校教育法

第二十六条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性
行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に
対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2～4 略

○ 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律

(信書の発受の禁止)

第九十五条 刑事施設の長は、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、
刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるお
それがある者(受刑者の親族を除く。)については、受刑者がその者との間で信書を発受
することを禁止することができる。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持
その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書
を発受する場合は、この限りでない。

○ 出入国管理及び難民認定法

(上陸許可の証印)

第九条 入国審査官は、審査の結果、外国人が第七条第一項に規定する上陸のための条件
に適合していると認定したときは、当該外国人の旅券に上陸許可の証印をしなければな
らない。

2～7 略

○ 司法試験法

(合格者の決定方法)

第八条 司法試験の合格者は司法試験考查委員の合議による判定に基づき、予備試験の合
格者は司法試験予備試験考查委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会
が決定する。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第七条 第三条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

2 略

第七十条の二十二 公正取引委員会がした排除措置命令及び納付命令並びにこの節の規定による審決その他の処分（第四十七条第二項の規定によつて審査官がした処分及び第五十六条第一項の規定によつて審判官がした処分を含む。）については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 労働関係調整法

第三十五条の二 内閣総理大臣は、事件が公益事業に関するものであるため、又はその規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実に存するときに限り、緊急調整の決定をすることができる。

2～3 略

第三十五条の五 第三十五条の二の規定により内閣総理大臣がした決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 家畜伝染病予防法

(殺処分)

第十七条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、次に掲げる家畜の所有者に期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命ずることができる。

- 一 流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、ニューカツスル病又は家きんサルモネラ感染症の患畜
- 二 牛肺疫、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病の疑似患畜

2 略

(不服申立ての制限)

第五十二条の二 第十四条第三項、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第二項の規定による家畜防疫員の指示（第四十六条第一項又は第四十八条の規定により家畜防疫官が行うこ

れらの規定による指示を含む。)及び第十七条第一項又は第二十六条第一項の規定による都道府県知事の命令(第四十六条第一項の規定により動物検疫所長が行うこれらの規定による命令を含む。)については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

○ 行政手続法

(文書等の閲覧)

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2～3 略

(不服申立ての制限)

第二十七条 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

2 略

○ 土地区画整理法

(事業計画の縦覧及び意見書の処理)

第二十条 都道府県知事は、第十四条第一項又は第三項に規定する認可の申請があつた場合においては、政令で定めるところにより、施行地区となるべき区域(同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区)を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条第一項各号(第十四条第三項に規定する認可の申請にあつては、次条第一項第三号を除く。)の一に該当する事実があり、認可すべきないと認める場合又は同条第二項の規定により認可をしてはならないことが明らかであると認める場合においては、この限りでない。

2 当該地区画整理事業に關係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該地区画整理事業に關係のある水面について権利を有する者(以下「利害関係者」という。)は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、第十四条第一項

又は第三項に規定する認可を申請した者に対し事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

5 第十四条第一項又は第三項に規定する認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更に本条に規定する手続を行うべきものとする。

(不服申立て)

第二百二十七条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一 略

二 第二十条第三項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

三～十二 略